

令和8年度東京都立砂川高等学校施設開放事業実施要領

1 目的

この要領は、都立学校開放事業実施要綱及び都立学校施設開放事業実施要領に基づき、地域に開かれた学校づくりを促進し、東京都立砂川高等学校（以下「本校」という。）の施設を都民のスポーツ活動の場の使用に供する「施設開放事業」の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の意義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 登録団体

次の条件を全て満たし、本校の開放事業運営委員会（都立学校開放事業実施要綱に定める都立学校開放事業運営委員会。以下「運営委員会」という。）が施設開放事業使用団体として登録した団体。

- ① 地域スポーツクラブ、地域青少年スポーツ団体又は地域スポーツ団体のいずれかに該当する団体
- ② 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体
- ③ アマチュア活動を目的とし、営利を目的としない団体
- ④ 団体の運営が計画的、組織的かつ民主的に行われており、定期的に活動を行っている団体
- ⑤ 全ての団体構成員が、本開放事業の活動を対象とする傷害保険及び賠償責任保険に加入している団体
- ⑥ 開放施設の使用申込をするにあたり、施設使用申込日時に代表者が来校可能である団体

(2) 地域スポーツクラブ

「地域」（立川市及び近隣市町村をいう。以下この要領において同じ。）の日常的なスポーツ活動の場として、子供から大人まで、また、高齢の方や障害を持った方を含め全ての人に参加でき、地域住民自らが主体となって運営する団体であって、所在する区市町村に「地域スポーツクラブ」として登録され、文部科学省に「地域スポーツクラブ」として報告されている団体

(3) 地域青少年スポーツ団体

「地域」に在住・在勤・在学する青少年（児童・生徒・高校生相当の18歳まで）を主な構成員とする10名以上の団体又は主に「地域」に在住する者で構成された青少年の健全育成を目的とする10名以上の団体

(4) 地域スポーツ団体

主に「地域」に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体

3 事業計画

(1) 開放の対象とする体育施設及び種目

- ア グラウンド
サッカー
- イ テニスコート
テニス（硬式・軟式）

(2) 開放日

ア グラウンド及びテニスコート

6月28日(日)、7月5日(日)、8月1日(土)、8月8日(土)、
8月15日(土)、8月22日(土)、8月29日(土)、10月11日(日)、
10月12日(月)、10月18日(日)、10月25日(日)、11月8日(日)、
11月29日(日)、1月31日(日)、2月7日(日)

以上計15日

(3) 開放時間(両施設共通)

ア 4月～10月及び2～3月の期間

(ア) 午前の開放

午前9時～午後1時

(イ) 午後の開放

午後1時～午後5時

イ 11月～1月の期間

(ア) 午前の開放

午前8時～正午

(イ) 午後の開放

正午～午後4時

(4) 計画の変更

運営委員会は、学校教育上必要が生じた場合は、開放事業計画の中止又は変更を行うことがある。

4 団体登録、施設使用申込等の日程

(1) 団体登録申請期間

令和8年3月10日から3月22日まで

(2) 施設使用申込日時

団体登録申請時に提出される「使用希望日時調査票」に基づき、運営委員会が各団体の施設使用可能日時を調整し、「都立学校施設使用団体登録書(施開様式4)」交付時に併せて提示する。

5 事業実施手続

(1) 施設使用の要件

開放施設を使用できる者は、登録団体とする。

(2) 団体の登録

ア 登録を希望する団体は、団体登録申請期間に次の(ア)及び(イ)の書類を本校経営企画室に提出する。

(ア) 「都立学校施設使用団体登録申請書(施開様式2)」

(イ) 「登録団体構成表(施開様式3)」

(ウ) 「使用希望日時調査票」

イ 運営委員会は、アにより提出された書類をもとに審査し、登録を決定した団体に「都立学校施設使用団体登録証(施開様式4)」を交付する。審査結果については、登録申請書を提出した全ての団体に通達する。

ウ 登録団体は、登録申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに運営委員

会に申し出るものとする。運営委員会は、登録団体の変更内容によっては登録申請書の新たな提出を求め、登録証を再交付する。

エ 登録の有効期間は団体登録日から令和8年3月31日までとする。次年度以降も継続して団体の登録を希望する場合であっても、新たに登録の申請を行う。

オ 登録団体が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、運営委員会の審査に付し、今年度の登録を取り消す。また、次年度から3年間登録できないものとする。

(ア) 虚偽の申請に基づいて登録した事実が判明したとき。

(イ) 登録証に記載されている「都立学校開放施設の使用に関する条件」の中の遵守事項及び運営委員会が定めた「管理指導員のみなさまへ」、「団体構成員のみなさまへ」に違反したとき。

(ウ) 故意又は重過失により施設等をき損若しくは汚損したとき。

(エ) その他登録団体として不適当な行為があったとき。

(3) 使用の承認

開放施設を使用する団体の決定方法については、次のとおりとする。

ア 開放の対象となる体育施設の使用を希望する登録団体は、4(2)で提示された施設使用可能日時を確認のうえ、「都立学校開放施設使用申込書(施開様式6)」を運営委員会に提出する。

イ 運営委員会は、各登録団体の申込を受けて再度日程を調整し、全ての開放日の使用予定団体を決定する。使用予定団体には、「都立学校開放施設使用承認書(施開様式7)」を交付する。

なお、必要がある場合は別途補欠団体表を作成し、使用予定団体のキャンセルがあった場合には当該順位1位の団体に連絡し、使用を許可する。但し、天候等による中止の場合は、この限りではない。

ウ 日程の調整は次のように行う。

(ア) 開放日の午前及び午後についてそれぞれ使用予定団体を決定する。

(イ) 申込の結果、複数の団体が同一の日の使用を希望することとなった場合は、運営委員会が各団体の施設使用可能日時を調整し、均等に回数を付与することとする。

(4) 使用承認後の変更

ア 使用予定団体は、承認された使用日に使用できなくなった場合、速やかに使用申込の取消しを運営委員会に申し出る。

イ (3)イの補欠団体表を作成している場合は、補欠団体が繰り上がり、使用予定団体となるものとする。補欠団体も施設使用申込の取消を申し出た場合の処理については、運営委員会が適宜決定する。

ウ 運営委員会は、使用承認後であっても、学校教育上支障が生じた場合、その承認を変更し、又は取り消すことができる。

(5) 使用承認の取消し

使用予定団体が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、運営委員会は当該使用予定団体の使用承認を取り消す。

ア 秩序を乱すおそれがあると認めたととき。

イ 管理上支障があると認めたととき。

ウ 使用申込の取消しの申し出を怠ったとき。

エ 登録証に記載されている「都立学校開放施設の使用に関する条件」や運営委員

会の定めた「管理指導員のみなさまへ」、「団体構成員のみなさまへ」に違反する行為等があり、運営委員会が使用を不相当と認めたとき。

(6) 施設使用中の事故

施設使用中に事故が起きた場合は、6に定める管理指導員は速やかにその状況を運営委員会に報告する。施設・備品の滅失、破損等については、使用団体は原状回復義務を負うものとする。

6 管理指導員

(1) 配置

使用予定団体は、開放施設使用日には開放施設に管理指導員を配置する。

(2) 委嘱

管理指導員は、登録団体の中から選出する。

(3) 職務

ア 使用施設の開錠、施錠等に関すること。

イ 使用施設・用具の管理に関すること。

ウ 使用者の施設使用上の管理及び安全確保に関すること。

エ 使用者の規律保持に関すること。

オ 使用施設又は備品等をき損、滅失又は汚損等したときは、直ちに運営委員会に報告すること。

カ 別途定める「管理指導員のみなさまへ」の内容を十分に理解し、遵守すること。

キ 別途定める「団体構成員のみなさまへ」の内容を十分に理解し、団体構成員に周知徹底すること。

7 個人情報の取扱いについて

(1) 運営委員会は、登録団体に係る個人情報を施設開故事業の事務においてのみ使用する。

(2) (1)の個人情報については、運営委員会が適正に管理保存し、保存期間終了後、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄する。

8 その他

(1) 本要領に規定のない事項については、都立学校開故事業実施要綱及び都立学校施設開故事業実施要領により処理する。

(2) (1)により難い事項については、運営委員会が判断するものとする。

附 則

この要領は、令和8年3月1日から施行する。